

築上町告示第75号

令和8年第2回築上町議会定例会を次のとおり招集する

令和8年5月14日

築上町長 古市 照雄

1 期 日 令和8年6月1日

2 場 所 築上町役場議事堂

---

○開会日に応招した議員

亀野尾美紀君  
宗 裕君  
池永 巖君  
田原 宗憲君  
鱒渕 尚徳君  
吉元 健人君  
今富 義昭君

梅沢 里美君  
丸山 年弘君  
鞘野 希昭君  
信田 博見君  
池亀 豊君  
田村 紘貴君

---

○6月4日に応招した議員

---

○6月8日に応招した議員

---

○6月9日に応招した議員

---

○6月19日に応招した議員

---

○応招しなかった議員

---

---

令和8年 第2回 築上町議会定例会 会議録 (第1日)

令和8年6月1日 (月曜日)

---

議事日程 (第1号)

令和8年6月1日 午前10時00分開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

・議会運営委員会委員長の報告

日程第3 諸般の報告

①議長の報告 (提出された案件等の報告)

②町長の報告

報告第1号 令和7年度築上町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第2号 令和7年度築上町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

報告第3号 令和7年度築上町水道事業会計予算繰越計算書の報告について

報告第4号 令和7年度築上町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

報告第5号 築上町新型インフルエンザ等対策行動計画改定の報告について

報告第6号 築上町水道事業経営戦略改定の報告について

日程第4 議案第42号 専決処分について (令和7年度築上町一般会計補正予算 (第13号) について)

日程第5 議案第43号 専決処分について (令和8年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算 (第1号) について)

日程第6 議案第44号 専決処分について (築上町税条例の一部を改正する条例の制定について)

日程第7 議案第45号 専決処分について (築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)

日程第8 議案第46号 令和8年度築上町一般会計補正予算 (第1号) について

日程第9 議案第47号 令和8年度築上町水道事業会計補正予算 (第1号) について

日程第10 議案第48号 令和8年度築上町下水道事業会計補正予算 (第1号) について

日程第11 議案第49号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

日程第12 議案第50号 築上町課等設置条例等の一部を改正する条例の制定について

- 日程第13 議案第51号 築上町附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第52号 築上町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第53号 築上町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第54号 築上町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第55号 築上町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第56号 (仮称) 築上町こどもの権利条例策定審議会設置条例の制定について  
(追加分)
- 日程第19 議案第57号 築上町副町長の選任について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定  
・議会運営委員会委員長の報告
- 日程第3 諸般の報告  
①議長の報告(提出された案件等の報告)  
②町長の報告  
報告第1号 令和7年度築上町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について  
報告第2号 令和7年度築上町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について  
報告第3号 令和7年度築上町水道事業会計予算繰越計算書の報告について  
報告第4号 令和7年度築上町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について  
報告第5号 築上町新型インフルエンザ等対策行動計画改定の報告について  
報告第6号 築上町水道事業経営戦略改定の報告について
- 日程第4 議案第42号 専決処分について(令和7年度築上町一般会計補正予算(第13号)について)
- 日程第5 議案第43号 専決処分について(令和8年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)について)
- 日程第6 議案第44号 専決処分について(築上町税条例の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第7 議案第45号 専決処分について(築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

の制定について)

- 日程第8 議案第46号 令和8年度築上町一般会計補正予算(第1号)について
- 日程第9 議案第47号 令和8年度築上町水道事業会計補正予算(第1号)について
- 日程第10 議案第48号 令和8年度築上町下水道事業会計補正予算(第1号)について
- 日程第11 議案第49号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第12 議案第50号 築上町課等設置条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第51号 築上町附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第52号 築上町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第53号 築上町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第54号 築上町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第55号 築上町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第56号 (仮称) 築上町こどもの権利条例策定審議会設置条例の制定について  
(追加分)
- 日程第19 議案第57号 築上町副町長の選任について

---

出席議員(11名)

|     |        |     |        |
|-----|--------|-----|--------|
| 2番  | 亀野尾美紀君 | 3番  | 梅沢 里美君 |
| 4番  | 宗 裕君   | 5番  | 丸山 年弘君 |
| 6番  | 池永 巖君  | 9番  | 信田 博見君 |
| 10番 | 鱒渕 尚徳君 | 11番 | 池亀 豊君  |
| 12番 | 吉元 健人君 | 13番 | 田村 紘貴君 |
| 14番 | 今富 義昭君 |     |        |

---

欠席議員(2名)

|    |        |    |        |
|----|--------|----|--------|
| 7番 | 鞘野 希昭君 | 8番 | 田原 宗憲君 |
|----|--------|----|--------|

---

欠 員(1名)

---

事務局出席職員職氏名

局長 種子 祐彦君

係長 瀬戸 美里君

書記 鷺尾 聖佳君

説明のため出席した者の職氏名

|           |        |                |        |
|-----------|--------|----------------|--------|
| 町長        | 古市 照雄君 | 副町長            | 八野 紘海君 |
| 教育長       | 久保ひろみ君 | 会計管理者兼<br>会計課長 | 石井 紫君  |
| 総務課長      | 鍛冶 孝広君 | 企画財政課長         | 椎野 満博君 |
| まちづくり振興課長 | 首藤 裕幸君 | 人権課長           | 田村 貴志君 |
| 税務課長      | 横内 秀樹君 | 子育て・健康支援課長     | 山田 里美君 |
| 保険福祉課長    | 吉川 千保君 | 産業課長           | 神崎 秀一君 |
| 建設課長      | 北代 幸介君 | 都市政策課長         | 尾座本三雄君 |
| 上下水道課長    | 福田 記久君 | 住民生活課長         | 西田 哲幸君 |
| 学校教育課長    | 則松 裕司君 | 生涯学習課長         | 桑野 智君  |
| 教育施設整備室長  | 樽本 知也君 | 農業委員会事務局長      | 山本健太郎君 |
| 監査委員事務局長  | 鞆野 利枝君 |                |        |

午前10時00分開会

○議長（信田 博見君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。定足数に達していますので、令和8年第2回築上町議会定例会を開会いたします。

古市町長から行政報告の申出がありましたので、これを許します。古市町長。

○町長（古市 照雄君） 皆様、おはようございます。本日ここに、令和8年第2回築上町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

まず、行政報告のほうをさせていただきたいと思います。

防災・減災対策についてですが、5月22日に国道事務所、県土整備事務所、自衛隊、警察、消防等の関係機関にて構成される築上町地域防災会議を開催し、防災計画やハザードマップについて確認をいたしました。

また、現在発生している台風6号が、予報では明日2日、3日と九州を通過します。台風情報を密に収集して台風に備えてまいります。

地震や線状降水帯の発生など、自然災害はいつ何どき発生するか分かりません。今後も築上町民の生命を守るために行動してまいります。

続いて、日産自動車追浜工場閉鎖に伴う九州工場移転についてです。今回、築上町は日産自動車生産移管支援協議会に加入いたしました。従業員への個別説明会への参加やサプライヤーの説明会に参加してまいります。特に、従業員の皆さんが築上町に住んでもらえるよう積極的に取り組んでまいります。また、個別に日産九州工場の社長への挨拶、協議等も計画をしております。

続いて、築城中学校横の町有地、宅地8区画の販売を7月から開始予定でございます。築上町としては今回の町有地、宅地販売は初めての取組であり、今後も町有地販売を含め、定住施策につなげてまいります。

続きまして、国勢調査の速報発表があり、築上町は県内での人口減少率が5番目に高いという結果となりました。人口減少は本町最大の課題であります。結果を真摯に受け止め、危機感を共有するとともに、町民の皆様と力を合わせて持続可能なまちづくりを進めてまいります。

続きまして、築上町図書館「築きのもり」来館者が10万人を達成いたしました。多くの方に利用いただき、図書館が学びと交流の場として定着していることを大変うれしく思っております。今後も引き続き、皆様に愛される図書館として成長させていきたいと思っているところでございます。

本町を取り巻く環境は、人口減少や少子高齢化など多くの課題に直面しております。一方で、日産関連の定住や企業進出の可能性や図書館利用者の増加など、未来への希望となる動きも生まれてきております。私は築上町長として、危機感をもちながらもチャレンジ・挑戦する姿勢を忘れず、町民の皆様が「築上町に住んでよかった」「築上町に住み続けたい」と思える笑顔の絶えないまちづくりを全力で進めてまいりますので、議員の皆様、町民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

本定例会においては、報告6件、専決処分に関する議案4件、補正予算に関する議案3件、条例に関する議案8件、また本日、人事案件に関する議案1件を追加提案させていただきたいと思っております。

全議案ともよろしく御審議の上、御採択くださいますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（信田 博見君） これで行政報告は終わりました。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

#### **日程第1. 会議録署名議員の指名**

○議長（信田 博見君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、鯉淵尚徳議員、池亀豊議員

を指名します。

---

## 日程第2. 会期の決定

○議長（信田 博見君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。今富議会運営委員会委員長。今富委員長。

○議会運営委員会委員長（今富 義昭君） 議会運営委員会の報告をいたします。

5月28日、議会運営委員会を開催し、お手元に配付の会期日程表のとおり決定いたしました。

6月1日月曜日、本日、本会議で議会への上程。なお、議案第42号から第45号までの専決処分については、本日即決することとして協議しました。

6月2日火曜日、3日水曜日は、考案日とします。

4日木曜日は、本会議で議案に対する質疑と委員会付託をします。なお、議案第57号の副町長の選任については、4日に採決することとして協議しました。

6月5日金曜日は、考案日とします。

6月6日土曜日、7日日曜日は、休会とします。

6月8日月曜日、9日火曜日は、本会議で一般質問とします。一般質問については9人の通告があり、8日に5人、9日に4人とします。

6月10日水曜日は、一般質問の予備日とします。

6月11日木曜日は、考案日とします。

6月12日金曜日も、考案日とします。

6月13日土曜日、14日日曜日は、休会とします。

6月15日月曜日は、厚生文教常任委員会とします。

6月16日火曜日は、考案日とします。

6月17日水曜日は、総務産業建設常任委員会とします。

6月18日木曜日は、委員会予備日とします。

6月19日金曜日は、本会議で委員長報告、質疑、討論、採決とします。また、所管外の議案質疑要望の締切りについては、6月5日金曜日正午までとします。

以上、会期は、本日から6月19日までの19日間とすることが適当だと決定しましたので、御報告いたします。

以上です。

○議長（信田 博見君） 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

お諮りします。本定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から6月19日までの19日間と決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（信田 博見君） 異議なしと認めます。よって、会期は、本日から6月19日までの19日間に決定しました。

---

### **日程第3. 諸般の報告**

○議長（信田 博見君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

本日提案されています議案は、お手元に配付していますように、議案第42号外14件です。ほかに、月例出納検査報告が配付のとおり提出されていますので、併せて報告いたします。

次に、町長からの報告があります。

それでは、報告第1号令和7年度築上町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてから報告第6号築上町水道事業経営戦略改定の報告についてまで、一括して町長から報告をしていただきます。

職員の朗読に続いて、報告内容の説明を求めます。椎野企画財政課長。

○企画財政課長（椎野 満博君） 報告第1号令和7年度築上町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、令和7年度築上町一般会計繰越明許費繰越計算書を地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

報告第2号令和7年度築上町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について、令和7年度築上町一般会計事故繰越し繰越計算書を地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項の規定により、別紙のとおり報告する。

報告第3号令和7年度築上町水道事業会計予算繰越計算書の報告について、令和7年度築上町水道事業会計予算繰越計算書を地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、別紙のとおり報告する。

報告第4号令和7年度築上町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について、令和7年度築上町下水道事業会計予算繰越計算書を地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、別紙のとおり報告する。

○議長（信田 博見君） 鍛冶総務課長。

○総務課長（鍛冶 孝広君） 報告第5号築上町新型インフルエンザ等対策行動計画改定の報告について、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第8条第1項の規定に基づき、築上町新型インフルエンザ等対策行動計画を改定したので、同条第6項の規定に基づき、別紙のとおり報告する。

報告第6号築上町水道事業経営戦略改定の報告について、築上町水道事業経営戦略について、築上町水道ビジョンの内容を踏まえ改定したので、別紙のとおり報告する。

令和8年6月1日提出、築上町長古市照雄。

○議長（信田 博見君） 古市町長。

○町長（古市 照雄君） 報告第1号でございます。令和7年度築上町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。本報告は、令和7年度築上町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告であります。

繰越件数9件、繰越限度額5億1,378万3,000円で、繰越額が5億1,376万3,000円であります。財源は、特定財源が4億3,905万円、一般財源が7,471万3,000円となっております。内訳は、戸籍住民基本台帳費2件、児童福祉費1件、清掃費1件、農業費1件、林業費1件、商工費1件、農林水産業施設災害復旧費1件、公共土木施設災害復旧費1件となっております。

この報告は、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、議会に報告するものであります。

続きまして、報告第2号令和7年度築上町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について。本報告は、令和7年度築上町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告であります。

繰越件数1件、繰越額が6,000円であります。財源は、一般財源が6,000円となっております。内訳は、議会費1件となっております。

この報告は、地方自治法施行令第150条第3項の規定により、議会に報告するものであります。

報告第3号令和7年度築上町水道事業会計予算繰越計算書の報告について。本報告は、令和7年度築上町水道事業会計における予算繰越計算書の報告であります。

繰越対象案件は、石町浄水場のエアシリンダー式フランジレスバタフライ弁の更新工事であります。繰越事由といたしましては、バタフライ弁の製作において、部材の供給不足の影響により納期が遅延したため、年度内の完了が困難となり、地方公営企業法第26条第1項の規定により繰り越したものであります。

また、この報告は、同条第3項の規定により、議会に報告するものであります。

報告第4号令和7年度築上町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について。本報告は、令和7年度築上町下水道事業会計における予算繰越計算書の報告であります。

繰越対象案件は、築城浄化センター内の汚泥脱水設備である汚泥計器ホッパーのゴム板を固定しているボルトの取替えと、ホッパー内の塗装の塗り替えを行った修繕であります。繰越事由といたしましては、年度内に修繕は完了したものの、検査事務処理に遅延が生じ、年度内の検査実施が困難となったため、地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定により繰り越したものであります。

また、この報告は、地方公営企業法第26条第3項の規定により、議会に報告するものであります。

報告第5号築上町新型インフルエンザ等対策行動計画改定の報告について。本報告は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条第1項の規定に基づく築上町新型インフルエンザ等対策行動計画改定の報告であります。

この報告は、同条第6項の規定により、議会に報告するものであります。

報告第6号築上町水道事業経営戦略改定の報告について。本報告は、平成28年度に策定した築上町水道事業経営戦略を、総務省が示した経営戦略策定・改定ガイドライン等に基づき、築上町水道ビジョンを踏まえ改定したため、報告するものであります。

主な改定内容は、経営戦略の計画期間の変更並びに給水人口の予測等将来の事業環境及び投資、財政計画の見直しとなっております。

以上です。

○議長（信田 博見君） 報告は終わりました。

---

**日程第4．議案第42号**

**日程第5．議案第43号**

**日程第6．議案第44号**

**日程第7．議案第45号**

○議長（信田 博見君） 議事に入ります。

お諮りします。日程第4、議案第42号専決処分について（令和7年度築上町一般会計補正予算（第13号）について）から、日程第7、議案第45号専決処分について（築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）までを、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略し、本日即決したいが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（信田 博見君） 異議なしと認めます。よって、議案第42号から議案第45号までを委員会付託を省略し、本日即決することに決定しました。

議案第42号専決処分について（令和7年度築上町一般会計補正予算（第13号）について）を議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。椎野企画財政課長。

○企画財政課長（椎野 満博君） **議案第42号**専決処分について（令和7年度築上町一般会計補正予算（第13号）について）、令和8年3月27日付で専決処分したので報告し、承認を求める。

令和8年6月1日提出、築上町長古市照雄。

○議長（信田 博見君） 古市町長。

○町長（古市 照雄君） 議案第42号専決処分について（令和7年度築上町一般会計補正予算（第13号）について）でございます。本案は、令和7年度築上町一般会計補正予算（第13号）の専決処分について、議会の承認を求めるものであります。

本補正予算案は、繰越明許費の追加2件であります。急を要し、議会を招集できなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和8年3月27日付で専決処分いたしました。

以上でございます。

○議長（信田 博見君） これから質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（信田 博見君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（信田 博見君） 賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（信田 博見君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから、議案第42号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。議案第42号は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（信田 博見君） 異議なしと認めます。よって、議案第42号は承認することに決定しました。

日程第5、議案第43号専決処分について（令和8年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について）を議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。椎野企画財政課長。

○企画財政課長（椎野 満博君） **議案第43号**専決処分について（令和8年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について）、令和8年5月7日付で専決処分したので報告し、承認を求める。

令和8年6月1日提出、築上町長古市照雄。

○議長（信田 博見君） 古市町長。

○町長（古市 照雄君） 議案第43号についてでございます。専決処分について。本案は、令和8年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分について、議会の承認を求めるものであります。

本補正は、既定の歳入歳出予算の総額に7,600万円を追加し、予算の総額を7,956万4,000円と定めるものであります。補正の内容は、令和7年度の決算見込みにおいて約7,600万円の歳入欠陥が生じる見通しとなったため、これを繰上充用により補填するものであります。歳入欠陥の主な原因は、滞納分に係る回収が極めて困難な状況にあることであります。滞納繰越分の回収率については、1.59%と低迷しており、財政運営に支障を来している現状にあります。

今後も引き続き、貸付金の回収率向上に努めるとともに、法的措置による債権回収や、国・県に対する償還推進助成事業の採択要望を継続するなど、財政の健全化に向け取り組んでまいります。急を要し、議会を招集できなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和8年5月7日付で専決処分をいたしました。

よろしく御審議の上、御承認くださいますようお願いいたします。

○議長（信田 博見君） これから質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（信田 博見君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（信田 博見君） 賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（信田 博見君） これで討論を終わります。

これから、議案第43号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。議案第43号は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（信田 博見君） 異議なしと認めます。よって、議案第43号は承認することに決定しました。

日程第6、議案第44号専決処分について（築上町税条例の一部を改正する条例の制定について）を議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。鍛冶総務課長。

○総務課長（鍛冶 孝広君） **議案第44号**専決処分について（築上町税条例の一部を改正する条例の制定について）、令和8年3月31日付で専決処分したので報告し、承認を求める。

令和8年6月1日提出、築上町長古市照雄。

○議長（信田 博見君） 古市町長。

○町長（古市 照雄君） 議案第44号についてでございます。専決処分について。本案は、築上

町税条例の一部を改正する条例の専決処分について、議会の承認を求めるものであります。

主な改正事項は、軽自動車税環境性能割の廃止に伴うものなど、地方税法等の改正に伴うものであります。

なお、関連法令が令和8年3月31日に公布されたため、条例の改正に急を要し、議会を招集することができなかったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和8年3月31日付で専決処分したものであります。

よろしく御審議の上、御承認くださいますようお願いいたします。

○議長（信田 博見君） これから質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（信田 博見君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（信田 博見君） 賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（信田 博見君） 討論を終わります。

これから、議案第44号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。議案第44号は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（信田 博見君） 異議なしと認めます。よって、議案第44号は承認することに決定しました。

日程第7、議案第45号専決処分について（築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）を議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。鍛冶総務課長。

○総務課長（鍛冶 孝広君） 議案第45号専決処分について（築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）、令和8年3月31日付で専決処分したので報告し、承認を求める。

令和8年6月1日提出、築上町長古市照雄。

○議長（信田 博見君） 古市町長。

○町長（古市 照雄君） 議案第45号についてでございます。専決処分について。本案は、築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について、議会の承認を求めるものであります。

主な改正事項は、子ども・子育て支援納付金の創設に伴うものであります。

なお、関連法令が令和8年3月31日に公布されたため、条例の改正に急を要し、議会を招集することができなかったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和8年3月31日付で専決処分したものであります。

よろしく御審議の上、御承認くださいますようお願いいたします。

○議長（信田 博見君） これから質疑を行います。質疑のある方。池亀豊議員。

○議員（11番 池亀 豊君） 質問します。この条例改正で、私のような単身高齢者をモデルとして、控除が43万円ありますから計算しやすい所得343万円の方の例で今年度、国保税は幾ら値上げされますか。

○議長（信田 博見君） 横内税務課長。

○税務課長（横内 秀樹君） 税務課の横内です。先ほどの池亀議員の質問にお答えいたします。

少子化対策の財源として、令和8年4月より、国民健康保険税を含む公的医療保険に子ども・子育て支援金分が上乘せされます。国民健康保険税は、従来の医療分、後期高齢者支援分、介護分の3つの区分に、4月から新設される子ども・子育て支援分を加えた4つの区分で計算されます。

この4つの区分は、それぞれ所得に応じてかかる所得割、加入人数に応じてかかる均等割、世帯単位でかかる平等割の3つの要素の合計で計算されます。4つの区分のうち、今回新設された子ども・子育て支援金分の部分が国保税の増税の部分になると思われますので、子ども・子育て支援分の部分を説明させていただきます。

ここでは、独り暮らしで年間所得343万円の方をモデルに説明いたします。子ども・子育て支援金分の計算方法です。新設された国民健康保険税の子ども・子育て支援金分は、所得割と均等割、平等割の合計で計算されます。

まず、所得に応じてかかる所得割について計算いたします。所得割は、年間所得から基礎控除を引いた金額、算定基礎所得金額に対して子ども・子育て支援金の所得割の税率が0.3%でございますので、税率の0.3%を掛けます。年間所得である343万円から基礎控除である43万円を引くと、算定基礎所得金額が300万円となります。この300万円に所得割の税率0.3%を掛けますと、所得割が9,000円となります。

次に、加入している人数分だけかかる均等割についてです。均等割は、1人当たりの定額1,000円でございます。今回のモデルですと独り暮らしですので、均等割は1人分の1,000円となります。

次に、世帯ごとにかかる平等割についてです。この平等割は、1世帯当たり定額の1,000円です。ですので、平等割は1,000円となります。先ほどの所得割9,000円、均等割1,000円、平等割1,000円の合計で、子ども・子育て支援金分については年間1万

1,000円となっております。これはあくまで世帯1人の計算例であり、税額は世帯構成員の国民健康保険税の加入者数や、加入者の所得によって税額が変わることを申し添えておきます。

以上です。

○議長（信田 博見君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（信田 博見君） これから討論を行います。反対意見のある方。池亀豊議員。

○議員（11番 池亀 豊君） 討論を行います。子育て支援には賛成ですが、政治家が国保逃れをするくらい、今でも高い国民健康保険税にその財源を負担させることには反対です。

また、賦課限度額を109万円から4万円も値上げして113万円にすることにも反対です。この賦課限度額は、今の高い国保税では年収800万円くらいの子育て世帯の方が対象になると、以前計算していただきました。800万円くらいの年収から113万円もの国保税を取ることに反対です。

以上、築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、反対の意見とします。

○議長（信田 博見君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（信田 博見君） これで討論を終わります。

これから、議案第45号について採決を行います。議案第45号を承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（信田 博見君） ありがとうございます。起立多数です。よって、議案第45号は承認することに決定しました。

---

#### 日程第8．議案第46号

#### 日程第9．議案第47号

#### 日程第10．議案第48号

○議長（信田 博見君） お諮りします。日程第8、議案第46号令和8年度築上町一般会計補正予算（第1号）についてから、日程第10、議案第48号令和8年度築上町下水道事業会計補正予算（第1号）についてまでを、会議規則第37条の規定により一括議題としたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（信田 博見君） 異議なしと認めます。よって、議案第46号から議案第48号までを一括議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。椎野企画財政課長。

○企画財政課長（椎野 満博君） 議案第46号令和8年度築上町一般会計補正予算（第1号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和8年度築上町一般会計補正予算（第1号）を別紙のとおり提出する。

議案第47号令和8年度築上町水道事業会計補正予算（第1号）について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第24条第3項の規定により、令和8年度築上町水道事業会計補正予算（第1号）を別紙のとおり提出する。

議案第48号令和8年度築上町下水道事業会計補正予算（第1号）について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第24条第3項の規定により、令和8年度築上町下水道事業会計補正予算（第1号）を別紙のとおり提出する。

令和8年6月1日、築上町長古市照雄。

○議長（信田 博見君） 古市町長。

○町長（古市 照雄君） 議案第46号についてでございます。令和8年度築上町一般会計補正予算（第1号）について。本補正予算案は、既定の歳入歳出予算の総額16億1,614万1,000円に5億4,371万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を16億7,985万7,000円と定めるものであります。

当初予算が骨格予算編成であったため、本補正予算において、投資的経費や補助金の暫定計上補正分等を計上しております。

歳出予算の主なものは、防衛省の交付金を活用した道路事業9,755万8,000円、奥池3ため池改修工事3,679万9,000円、小中一体型校のネットワーク整備4,923万4,000円などであります。

歳入予算の主なものは、特定防衛施設周辺整備調整交付金3,960万円、再編関連移転等交付金6,780万円、デジタル活用推進事業債4,430万円などであります。

また、国・県補助金による財源振替を行っております。その他、人事異動に伴う人件費の補正、また地方債の追加を1件計上しております。

議案第47号令和8年度築上町水道事業会計補正予算（第1号）について。本案は、既定の収益的収支予算の支出を1億1,500円減額し、総額を4億4,438万5,000円に改めるものであります。

内容としては、収益的収支予算において、水道施設再構築計画策定業務委託費の追加計上及び施設更新調査費等の減に伴う補正であります。

議案第48号令和8年度築上町下水道事業会計補正予算（第1号）について。本案は、既定の収益的収支予算の支出を1,000万円増額し、総額を6億3,607万7,000円に改めるも

のであります。

内容としては、収益的収支予算において、椎田北部浄化センターコンポスト化施設発酵装置、減速機の修繕費の追加計上に伴う補正であります。

よろしく御審議の上、御採択くださいますようお願いいたします。

---

**日程第 1 1. 議案第 4 9 号**

**日程第 1 2. 議案第 5 0 号**

**日程第 1 3. 議案第 5 1 号**

**日程第 1 4. 議案第 5 2 号**

**日程第 1 5. 議案第 5 3 号**

**日程第 1 6. 議案第 5 4 号**

**日程第 1 7. 議案第 5 5 号**

**日程第 1 8. 議案第 5 6 号**

○議長（信田 博見君） お諮りします。日程第 1 1、議案第 4 9 号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてから、日程第 1 8、議案第 5 6 号（仮称）築上町こどもの権利条例策定審議会設置条例の制定についてまでを、会議規則第 3 7 条の規定により一括議題としたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（信田 博見君） 異議なしと認めます。よって、議案第 4 9 号から議案第 5 6 号までを一括議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。鍛冶総務課長。

○総務課長（鍛冶 孝広君） **議案第 4 9 号**地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

**議案第 5 0 号**築上町課等設置条例等の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

**議案第 5 1 号**築上町附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

**議案第 5 2 号**築上町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

**議案第 5 3 号**築上町税条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

**議案第 5 4 号**築上町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める

条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

**議案第 5 5 号** 築上町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

**議案第 5 6 号** (仮称) 築上町こどもの権利条例策定審議会設置条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和 8 年 6 月 1 日、築上町長古市照雄。

○議長(信田 博見君) 古市町長。

○町長(古市 照雄君) 議案第 4 9 号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。本条例案は、地方自治法の一部を改正する法律により引用する条文に条ずれが生じるため、関係する 4 条例の改正を行うものであります。

議案第 5 0 号築上町課等設置条例等の一部を改正する条例の制定について。本条例案は、政策や行政運営を効果的・効率的に実施する体制を構築するため、築上町課等設置条例外関係する 3 条例の一部を改正するものです。

主な改正内容は、町行政の総合企画及び総合調整を行う部署として企画公室を新たに設置すること、まちづくりに係る施策を効果的・効率的に実施するため、まちづくり振興課の分掌事務の見直し、効率的な行政運営を実施するため、住民生活課、保険福祉課の分掌事務を見直し、新たに環境課を新設すること、分掌事務の見直しに伴い、都市政策課を廃止することなどでございます。

なお、施行については、住民の皆様への周知期間等を考慮し、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において、規則で定める日から施行することとしております。

議案第 5 1 号築上町附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について。本条例案は、障がい福祉計画・障がい児福祉計画策定委員会を設置し、併せて担任する事務の見直し及び字句の整理をするため、条例の一部を改正するものであります。

議案第 5 2 号築上町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本条例案は、報酬を支給する特別職の職員として、障がい福祉計画・障がい児福祉計画策定委員会委員を加え、併せて字句の整理をするため条例の一部を改正するものであります。

また、いじめ防止対策推進法及び築上町いじめ防止等対策推進条例に基づき設置する、築上町いじめ問題専門委員会及び築上町いじめ問題調査委員会において、いじめ重大事態に係る調査・審議をより適正かつ実効性のあるものとするため、委員報酬の支給単位を見直すものであります。重大事態事案における事実関係の調査や報告書の作成等は高度的な専門的知見を要するとともに、多大な時間と労力を伴う業務です。

現行の日額制による報酬体系では、実際の業務料に応じた適切な処遇が困難であることから、いじめ重大事態の調査報告書の作成などの業務に限り従事時間に応じた報酬体系とするため、支給単位を日額から時間額に改めるものです。

議案第53号築上町税条例の一部を改正する条例の制定について。地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、専決処分した令和8年4月1日施行分以外の改正について、本条例の一部を改正するものであります。

議案第54号築上町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。本条例案は、満三歳以上限定小規模保育事業が創設され、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準が改正されたことに伴い、築上町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正し、併せて字句の整理をするものであります。

議案第55号築上町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。本条例案は、満三歳以上限定小規模保育事業が創設され、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、築上町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものであります。

議案第56号（仮称）築上町こどもの権利条例策定審議会設置条例の制定について。本条例案は、子どもの権利を尊重する地域社会の実現に向け、子どもの権利に関する条例の策定に当たり、専門的かつ公正な審議を行うための附属機関として、（仮称）築上町こどもの権利条例策定審議会を設置するために制定するものであります。

よろしく御審議の上、御採択くださいますようお願いいたします。

---

### **日程第19．議案第57号**

○議長（信田 博見君） 追加議案になります。日程第19、議案第57号築上町副町長の選任についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。鍛冶総務課長。

○総務課長（鍛冶 孝広君） 議案第57号築上町副町長の専任について。築上町副町長に次の者を専任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第162条の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月1日提出、築上町長古市照雄。

○議長（信田 博見君） 古市町長。

○町長（古市 照雄君） 議案第57号築上町副町長の選任について。本案は、築上町副町長八野紘海氏が令和8年6月20日をもって任期満了となることから、新たに築上町副町長として松本

宣寿氏を選任することについて、議会の同意を求めるものであります。

よろしく御審議の上、御採択いただきますようお願いいたします。

○議長（信田 博見君） お諮りします。日程第19、議案第57号築上町副町長の選任についてを会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略し、中日の4日に採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（信田 博見君） 異議なしと認めます。よって、議案第57号は委員会付託を省略し、4日に採決することに決定しました。

---

○議長（信田 博見君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

議案に対する資料要求及び所管委員会以外の議案質疑を希望される議員は、6月5日金曜日の正午までに所定の様式で事務局まで提出してください。

これで散会します。御苦労さまでした。

午前10時55分散会

---